

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【公表番号】特表2017-525875(P2017-525875A)

【公表日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2017-519988(P2017-519988)

【国際特許分類】

E 04 D	5/12	(2006.01)
C 09 D	7/40	(2018.01)
C 09 D	201/00	(2006.01)
C 09 D	127/12	(2006.01)
C 09 D	133/16	(2006.01)
C 09 D	183/00	(2006.01)
C 09 D	5/00	(2006.01)

【F I】

E 04 D	5/12	A
C 09 D	7/12	
C 09 D	201/00	
C 09 D	127/12	
C 09 D	133/16	
C 09 D	183/00	
C 09 D	5/00	Z

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年6月4日(2019.6.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粒子が埋め込まれているピチューメン層を含むルーフコーティングであって、前記粒子は：

40～70重量%の粘土鉱物と；  
0～32重量%の結晶質シリカと；  
28～45重量%の長石と；  
0～15重量%のその他の凝集体と；

の焼成混合物である粒子を含み、

前記焼成混合物はDIN 993-1に従って測定した開放気孔率が0～14容量%である、ルーフコーティング。

【請求項2】

前記その他の凝集体は、アルミナ(A1<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)、長石以外の立体網目状ケイ酸塩(tectosilicates)、及び粘土鉱物以外の層状ケイ酸塩(phyllosilicates)からなる群より選択される少なくとも1種を含む、請求項1に記載のルーフコーティング。

【請求項3】

前記粒子は粒径(d50)が0.1～3mmである、請求項1又は請求項2に記載のル

ーフコーティング。

【請求項 4】

前記粒子はルーフコーティング 1 m<sup>2</sup>あたり 0.5 ~ 5 kg の量で存在する、請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか一項に記載のルーフコーティング。

【請求項 5】

前記粒子は粒子コーティングを有する、請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか一項に記載のルーフコーティング。

【請求項 6】

前記粒子コーティングは、ケイ素含有化合物、フッ素含有化合物、ケイ素 - フッ素含有化合物、及びそれらの混合物から選択される、請求項 5 に記載のルーフコーティング。

【請求項 7】

前記粒子コーティングはフッ素含有ポリマーを含む、請求項 5 又は請求項 6 に記載のルーフコーティング。

【請求項 8】

前記フッ素含有ポリマーは前記粒子に対して 0.1 ~ 2.0 重量 % の量で存在する、請求項 7 に記載のルーフコーティング。

【請求項 9】

前記フッ素含有ポリマーは熱可塑性フッ素ポリマーである、請求項 7 又は請求項 8 に記載のルーフコーティング。

【請求項 10】

前記フッ素含有ポリマーはフッ素化(メタ)アクリレート又はフッ素化シリコーンである、請求項 7 ~ 請求項 9 のいずれか一項に記載のルーフコーティング。

【請求項 11】

A S T M S t a n d a r d C 1 5 4 9 に従って測定した日射反射率が少なくとも 80% である、請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれか一項に記載のルーフコーティング。

【請求項 12】

前記混合物は：

45 ~ 65 重量 % の粘土鉱物と；

5 ~ 18 重量 % の結晶質シリカと；

28 ~ 40 重量 % の長石と；

0 ~ 10 重量 % のその他の凝集体と；

を含む、請求項 1 ~ 請求項 11 のいずれか一項に記載のルーフコーティング。

【請求項 13】

a ) 40 ~ 70 重量 % の粘土鉱物と；

0 ~ 32 重量 % の結晶質シリカと；

28 ~ 45 重量 % の長石と；

0 ~ 15 重量 % のその他の凝集体と、

の混合物を焼成することにより焼成混合物を得ること：

b ) 前記焼成混合物を粉碎して粒子にすること；

を含み、前記焼成混合物は D I N 993 - 1 に従って測定した開放気孔率が 0 ~ 14 容量 % である、ルーフコーティングに含まれるビチューメン層に埋め込むための粒子の調製方法。

【請求項 14】

ビチューメン、特にルーフカバーリング用のビチューメン、に埋め込むための、

40 ~ 70 重量 % の粘土鉱物と；

0 ~ 32 重量 % の結晶質シリカと；

28 ~ 45 重量 % の長石と；

0 ~ 15 重量 % のその他の凝集体と；

の焼成混合物である粒子の使用であって、

前記焼成混合物は D I N 993 - 1 に従って測定した開放気孔率が 0 ~ 14 容量 % で

ある、粒子の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0057

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0057】

全ての引用文献は、そのような開示が本発明の教示と矛盾しない限り、本開示に完全に含まれる。

本発明には、以下の態様が含まれる。

<1> 粒子が埋め込まれているビチューメン層を含むルーフコーティングであって、前記粒子は：

40～70重量%の粘土鉱物と；

0～32重量%の結晶質シリカと；

28～45重量%の長石と；

0～15重量%のその他の凝集体と；

の焼成混合物である粒子を含む、ルーフコーティング。

<2> 前記焼成混合物はDIN 993-1に従って測定した開放気孔率が0～14容積%である、<1>に記載のルーフコーティング。

<3> 前記粒子は粒径(d50)が0.1～3mmである、<1>又は<2>に記載のルーフコーティング。

<4> 前記粒子はルーフコーティング1m<sup>2</sup>あたり0.5～5kgの量で存在する、<1>～<3>のいずれか一つに記載のルーフコーティング。

<5> 前記粒子は粒子コーティングを有する、<1>～<4>のいずれか一つに記載のルーフコーティング。

<6> 前記粒子コーティングは、ケイ素含有化合物、フッ素含有化合物、ケイ素-フッ素含有化合物、及びそれらの混合物から選択される、<5>に記載のルーフコーティング。

<7> 前記粒子コーティングはフッ素含有ポリマーを含む、<5>又は<6>に記載のルーフコーティング。

<8> 前記フッ素含有ポリマーは前記粒子に対して0.1～2.0重量%の量で存在する、<7>に記載のルーフコーティング。

<9> 前記フッ素含有ポリマーは熱可塑性フッ素ポリマーである、<7>又は<8>に記載のルーフコーティング。

<10> 前記フッ素含有ポリマーはフッ素化(メタ)アクリレート又はフッ素化シリコンである、<7>～<9>のいずれか一つに記載のルーフコーティング。

<11> ASTM Standard C 1549に従って測定した日射反射率が少なくとも80%である、<1>～<10>のいずれか一つに記載のルーフコーティング。

<12> 前記混合物は：

45～65重量%の粘土鉱物と；

5～18重量%の結晶質シリカと；

28～40重量%の長石と；

0～10重量%のその他の凝集体と；

を含む、<1>～<11>のいずれか一つに記載のルーフコーティング。

<13> a) 40～70重量%の粘土鉱物と；

0～32重量%の結晶質シリカと；

28～45重量%の長石と；

0～15重量%のその他の凝集体と、

の混合物を焼成すること：

b) 前記混合物を粉碎して粒子にすること；

を含む、粒子の調製方法。

<14> ビチューメン、特にルーフカバーリング用のビチューメン、に埋め込むための

40～70重量%の粘土鉱物と；  
0～32重量%の結晶質シリカと；  
28～45重量%の長石と；  
0～15重量%のその他の凝集体と；

の焼成混合物である粒子の使用。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

好ましくは、係る混合物は、焼成後における開放気孔率が0～14容量%、又は2～14容量%であり、好ましくは4～10容量%である。気孔率は、DIN EN 993-1「Methods of test for dense shaped refractory products - Part 1: Determination of bulk density, apparent porosity and true porosity」に従って測定する。